

美濃加茂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（案）について

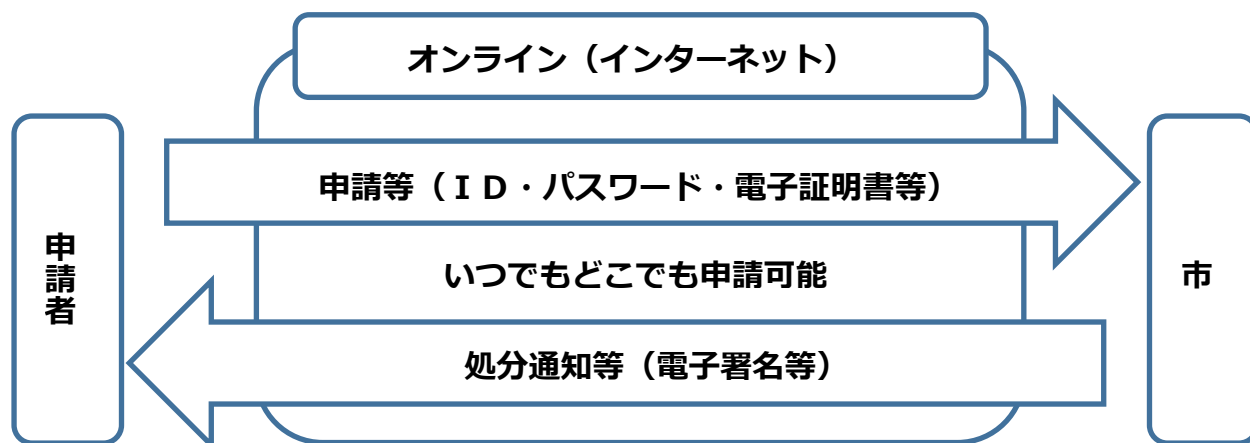
○概要

<制定する理由>

国では行政機関に係る申請等に対し、情報通信技術（インターネット・オンライン）を利用し行うことができるよう環境整備を進めており、市も同様に情報通信技術を利用した行政手続を進めるための基本事項を定めるためです。

<期待される効果>

市民はいつでもどこでも行政手続が行えるようになることで利便性が向上し、市は申請業務等の見直しをはじめ、将来的なペーパーレス化を含めた事務の簡素化・効率化が図られることが期待されます。



※従来の書面による手続を全てオンラインに移行するものではなく、オンラインによる手続等も可能であるとする事で、申請者の利便性を向上させ、市の手続の簡素化を図るものです。

※実際の運用にあたっては、電子署名の取扱い等関係例規の整備及びオンライン利用のできる手続の整理が必要となります。